国立大学法人高知大学学長選考・監察会議規則

平成16年4月1日 規 則 第 5 号

最終改正 令和5年3月17日規則第131号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第15条第2項の規定に基づき、国立 大学法人高知大学学長選考・監察会議(以下「学長選考・監察会議」という。)に関し 必要な事項を定める。

(組織)

- 第2条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 国立大学法人高知大学経営協議会(以下「経営協議会」という。)規則第2条第1 項第3号の委員のうちから、経営協議会で選出された者 6人
 - (2) 国立大学法人高知大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)規則第 2条第1項第6号、第7号及び第10号の委員(理事が兼務する者を除く。)のうちか ら、教育研究評議会から選出された者 6人
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任 の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 学長候補者に推薦された委員は、立候補の意思を表明した時点で当該委員の職を辞任 するものとし、直ちに経営協議会又は教育研究評議会において後任を補充する。後任の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 学長候補者の推薦者となった者は、当該推薦に係る学長候補者の選考が行われる間、 前2項の後任の委員になることはできない。

(審議事項)

- 第3条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 学長候補者の選考に関する事項
 - (2) 学長の解任等に関する事項
 - (3) 学長の業績評価に関する事項
 - (4) 学長の任期に関する事項
 - (5) 学長選考に関する規程、細則、基準等の制定に関する事項
 - (6) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第10条第4項に規定する大学総括理事を

置くことに関する事項

(7) その他学長の選考等に関する事項

(議長)

- 第4条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 議長は、学長選考・監察会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員が 代理する。

(会議)

- 第5条 学長選考・監察会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- 2 会議は、議長を除く出席した委員の過半数の賛成をもって議決し、可否同数のときは、 議長がこれを決する。ただし、国立大学法人高知大学学長選考等規則第13条に規定する 学長候補者の最終選考に関する事項は除くものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、学長選考・監察会議の同意を得て、委員以外の者を 学長選考・監察会議に出席させることができる。

(学内関係者の協力)

- 第6条の2 学長選考・監察会議は、国立大学法人高知大学の学長、理事及び職員に対し、 情報の提供その他の必要な依頼を行うことができる。
- 2 国立大学法人高知大学の学長、理事及び職員は、前項の依頼に対し、誠実に協力するものとする。

(秘密保持義務)

第6条の3 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も、同様とする。

(事務)

第7条 学長選考・監察会議に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学長選考・監察会議の運営に関し必要な事項は、 学長選考・監察会議の議を経て、議長が別に定める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成16年11月11日から施行する。 附 則

- この規則は、平成17年5月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成17年7月1日から施行する。 附 則 (平成18年10月30日規則第58号)
- この規則は、平成 18 年 10 月 30 日から施行し、平成 18 年 4 月 12 日から適用する。 附 則 (平成 23 年 10 月 19 日規則第 30 号)
- この規則は、平成23年10月19日から施行する。 附 則(平成26年5月16日規則第6号)
- この規則は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。 附 則(平成 27 年 1 月 26 日規則第 37 号)
- この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 28 年 1 月 29 日規則第 67 号)
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(令和2年3月18日規則第79号)
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和3年1月22日規則第29号)
- この規則は、令和3年1月22日から施行する。

附 則(令和4年1月27日規則第54号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日規則第131号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。